

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和4年10月31日

会議の名称	政策推進会議
開催日時	令和4年10月28日（金） 10時00分～10時50分
開催場所	2階 大会議室2-1
出席者職氏名	〔担当部課〕 松井市民生活部長、末永環境推進課長、増田環境推進課副課長、山田環境推進課主事 〔政策推進会議メンバー〕 村山総合行政部長、豊島総務部長、松永市長公室長、尾崎人事課長、松田政策推進課長 〔関係部課〕 中森都市整備部長、石塚産業観光課長、滝田都市計画課長、新井道路課長 <p style="text-align: right;">（計13人）</p>
欠席者職氏名	外立財政課長 <p style="text-align: right;">（計 1人）</p>
説明員職氏名	末永環境推進課長、増田環境推進課副課長 <p style="text-align: right;">（計 2人）</p>
議 題	志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の改正について
結 果	指摘事項を参考に改正内容やスケジュールについて再度検討することとなった。
事務局職員職氏名	渋谷政策推進課主席主幹、本間政策推進課主査
その他必要事項	

会議内容の記録（会議経過、結論等）

1 開会

松田政策推進課長が開会を告げる。

2 審議事項（政策推進会議メンバーはメンバーと表記する。）

<志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の改正について>

- ・末永環境推進課長、増田環境推進課副課長より概要を説明後、審議を行った。

○概要説明

この条例は、公衆衛生上住民に与える不安除去、周辺住民の良好な生活環境の確保のために制定された。しかしながら、動物愛護意識の高まりや少子高齢化等を反映し、飼い主にとってペットが癒しの対象だけではなく、家族の一員、パートナーと考える人が増えている。こうしたことから、ペットの死後も、人と同様な形で、供養したいとの思いの高まりを鑑み、志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部改正を行うものである。

具体的には、近隣住民の生活環境保全との均衡を保ちつつ、市内における移動火葬車による業務ができるよう行為等の制限を見直すものである。

○質疑

メンバー：移動火葬業を行うための許可はどこが出しているのか。

担当部課：営業の可否については、各自治体の判断に委ねられており、車両の構造や許可の有無など自治体によってさまざまである。ただし、炉の構造については、埼玉県環境保全条例に基準が設けられている。

メンバー：そもそも本市がこのような条例を制定した背景があるのではないか。今回緩和しても大丈夫なのか。

担当部課：当時、近隣自治体においてペット霊園の設置に関する問題が発生し、本市においてもその防止策として、本条例を制定したものである。

メンバー：規制を緩和した場合、営業できる場所はあるのか。

担当部課：依頼者の敷地内か事業者の敷地内での火葬を想定している。

メンバー：炉内が800度を超える高温になることから、建物の近くで火葬するのは危険ではないか。また、煙突からも熱気が出るらしいが、電線の近くも危険なのではないか。

担当部課：火葬し冷却するまでに数時間かかることから、志木市のような市街地で依頼者の敷地内にて火葬するのは難しいと考える。近隣自治体で営業している事業者から話を聞いたところによると、依頼者の自宅前でペットの遺体

を預かり、事業者の敷地にて火葬した後、お骨を依頼者へ戻すという方法をとっていた。

メンバー：市民からのニーズはあるのか。

メンバー：本市はペットの共同埋蔵施設を設置しているため、需要はあると考えている。

メンバー：今回の改正は移動火葬車の条件緩和のみか。

担当部課：その通り。

メンバー：今回の条件緩和は移動火葬車を取り扱う業者に関係することから、業者の意見も確認した方が良い。

担当部課：承知した。

○結論

指摘事項を参考に改正内容やスケジュールについて再度検討することとなった。

3 閉会

松田政策推進課長が閉会を告げる。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。